

第6期土佐清水市障害福祉計画

第2期土佐清水市障害児福祉計画



土佐清水市
令和3年3月

はじめに

障害のある人を取り巻く環境には、障害の重度化や本人及び支援者の高齢化への対応、就労の支援、障害への理解促進、権利擁護、発達支援体制の充実、特に就学後の相談や支援体制の確立及び充実など多くの課題があり、国ではその課題解消に向け、「障害者差別解消法」（平成 28 年（2016 年）4 月）、「障害者虐待防止法」（平成 30 年（2018 年）4 月）、「障害者総合支援法」（平成 30 年（2018 年）10 月）、「障害者雇用促進法」（令和 2 年（2020 年）4 月）等の法律を施行し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児通所支援等の提供体制の整備と、円滑な実施を確保する仕組みが導入されました。



土佐清水市におきましても、こうした法整備の動きもしっかりと捉え、身体障害、知的障害、精神障害、難病等、すべての障害のある人が地域で安心して生活できるよう総合的な支援を推進していく必要があることから、平成 29 年（2017 年）4 月に、障害の有無にかかわらず、ともに助け合い支え合える地域社会の実現をめざし「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とする「土佐清水市障害者計画」を策定しました。また、その長期計画の理念を具現化し、障害福祉サービスを確保するための実施計画として、「第 5 期土佐清水市障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、手話言語条例の制定による理解の促進や地域生活支援拠点の整備等、各種施策を推進してきました。

今回は成果目標を「施設入所者の地域生活への移行」から「障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築」まで 7 項目を設定し、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 3 年間、この計画に基づき、地域の特性を踏まえた「共生社会」の形成に向けての取り組みを総合的に推進いたしますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、障害者福祉に関わる多様な立場から貴重なご意見をいただきました土佐清水市障害福祉計画等策定部会並びに土佐清水市地域自立支援協議会委員の皆様を始め、アンケート調査にご協力をいただきました、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

土佐清水市長 泥谷 光信

目次

第1章	計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	3
4.	計画の策定体制	3
5.	計画の基本理念	5
第2章	障害のある人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.	人口の推移と推計	7
2.	障害者・児の状況	8
第3章	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の評価 ・・・・・・・・	11
1.	前期計画の評価	11
第4章	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標 ・・・・・・・・	13
1.	施設入所者の地域生活への移行	13
2.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14
3.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	14
4.	福祉施設から一般就労への移行等	14
5.	障害児支援の提供体制の整備等	16
6.	相談支援体制の充実・強化等	17
7.	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
第5章	障害福祉サービス見込み量 ・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1.	訪問系サービス	18
2.	日中活動系サービス	18
3.	居住系サービス	21
4.	相談支援	22
5.	障害児支援	23
6.	発達障害のある人への支援	25
7.	自立支援医療及び補装具等	25
第6章	地域生活支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1.	基本的な考え方	26
2.	実施事業と見込み量	26
第7章	計画見込み量確保の方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1.	見込み量の確保のための方策	30
第8章	計画の円滑な推進のために ・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1.	障害や障害のある人に対する理解の促進	32
2.	制度及びサービス内容の周知と普及	32
3.	避難行動要配慮者の見守り	33
4.	関係機関との連携強化	33
5.	計画の評価・進捗管理	34
資料編		
	土佐清水市地域自立支援協議会	35

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度のもとで利用者数が飛躍的に増加するなど、サービス量の拡充が図られてきました。

さらに平成18年4月、障害者自立支援法の施行により障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、障害福祉サービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化など障害福祉サービスや相談支援等が地域で計画的に提供されるよう、市町村障害福祉計画の策定が義務付けられ、土佐清水市では3年を1期として、4期にわたり障害福祉計画を策定し、平成28年に改正された児童福祉法により平成30年4月からは第5期土佐清水市障害福祉計画・第1期土佐清水市障害児福祉計画を一体のものとして策定し、障害福祉サービスや地域支援事業、児童福祉法に基づくサービス提供や体制確保のための方策に取り組んできました。

また、平成25年度に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）として施行されました。それにより、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。

障害福祉サービスの実施に際しては、引き続き市を基本単位とし、きめ細かな提供体制の整備をすすめるとともに、事業の内容やニーズによっては、より広域的な提供体制の整備が必要となっています。

近年、障害のある人の重度化や支援者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます多種多様化しており、「共生社会をめざす方向性」、「障害のある人の自立」、「発達支援を必要とする障害のある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後における地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

このような近年の国の障害者支援関連施策や法整備の状況、本市における現状やニーズを踏まえ、令和3年度から5年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため第6期土佐清水市障害福祉計画及び第2期土佐清水市障害児福祉計画を策定するものです。

2

計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

また、厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本としています。

(2) 土佐清水市の他計画との関係

土佐清水市では、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して幸せに生活が送れる社会の実現に向けて平成9年度に策定した「土佐清水市障害者計画」を現状に合った計画とするため、過去3回の見直しを行っています。この「土佐清水市障害者計画」が土佐清水市の障害福祉施策の方向性を示す基本計画であるのに対し、「土佐清水市障害福祉計画等」は障害福祉施策に関する3年間の具体的な実施計画と位置付け、障害福祉サービス等の見込み量及び提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを示す計画です。

また本計画は、「土佐清水市総合振興計画」を土台とし、「土佐清水市地域福祉計画」、「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」等といった保健福祉分野の計画との整合性をふまえて策定しました。



(足摺岬：灯台)

3. 計画期間

本計画は、計画期間を令和3年度から5年度まで3ヵ年とし、「土佐清水市障害福祉計画」は第6期計画、「土佐清水市障害児福祉計画」は第2期計画といたします。

「土佐清水市障害福祉計画・障害児福祉計画」は、平成18年度に策定した第1期計画から、令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を参考に、現時点での進捗状況や施設・事業所のサービス提供状況等により見直しを行い策定いたしました。

年度/スケジュール	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土佐清水市障害者計画 (平成29年度～令和5年度)	→					
土佐清水市障害福祉計画 第5期 (平成30年度～令和2年度)	→					
第6期 (令和3年度～令和5年度)				→		
土佐清水市障害児福祉計画 第1期 (平成30年度～令和2年度)	→					
第2期 (令和3年度～令和5年度)				→		

4. 計画の策定体制

(1) 土佐清水市障害福祉計画等策定部会

土佐清水市障害福祉計画等の策定にあたっては、土佐清水市相談支援事業を実施する事業所（土佐清水市社会福祉協議会、ふくしねっと CoCo てらす、幡多希望の家）のメンバーを障害福祉計画策定に係る作業部会として位置づけ、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や数値目標等の検討を行い計画案の策定を行いました。

(2) 土佐清水市地域自立支援協議会

土佐清水市地域自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、日頃より障害福祉施策に関わる関係機関・団体等で構成しており、本計画の策定にあたって当協議会の中で審議し、そのご意見を踏まえた上で策定いたしました。

(3) 障害のある人のニーズ把握

この計画の策定にあたっては、障害のある人やその家族等を含めた当事者の意見を反映するため、令和元年度に実施した重度の在宅障害者で福祉サービス未利用者の実態調査や県が実施した福祉サービス希望調査を障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向などの把握及びサービス見込み量の算出やその確保等の方策を検討する基礎資料として、本計画に反映させています。

アンケート調査の対象範囲

○調査対象者

- ①在宅で「身体障害 1～2 級」「療育 A1～A2」「精神保健福祉 1～2 級」各手帳所持者のうちサービス未利用者
- ②施設利用者（入所）、特別支援学校在校生、障害児通所支援利用者、難病患者等

○調査方法

- ①：委託事業により訪問・聞き取り
- ②：高知県による福祉サービス希望調査

○調査期間：①令和元年 5 月 1 日～9 月 30 日

②令和 2 年 7 月～8 月

○調査結果

	手帳所持者①				高知県調査③				計 (①+②)
	身体障害 1～2級	知的障害 A1～A2	精神障害 1～2級	計	各施設 入所者	特別支援 学校在校生	障害児 通所支援 利用者	難病 患者等	
対象者 (人)	28	6	37	71	75	6	1	27	180
回答数 (人)	21	2	31	54	75	6	1	27	163
回答率	75.0%	33.3%	83.8%	76.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.6%

5. 計画の基本理念

本計画は、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律に沿った、『障害のある人の自立と社会参加』と『障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を可能とし、障害者及び障害児の福祉の増進と障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として生活を営むことを可能とし、地域で安心して暮らすことのできる社会の実現』を基本理念としています。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別・程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう支援します。また身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児に対し、適切な障害福祉サービスの提供など支援に努めます。さらに、発達障害、高次脳機能障害についても理解を深めながら、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を的確に把握するとともに有効に活用し、地域生活支援拠点の運用から体制の拡充や幡多圏域での広域支援も見据え、障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう提供体制の構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害のある人が日常生活や社会生活において必要な支援を受けながら、可能な限り希望する場所で、その人らしく暮らし、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるために、地域の実情に応じて「共生型サービス」を導入し、「共生社会」の実現に向け取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

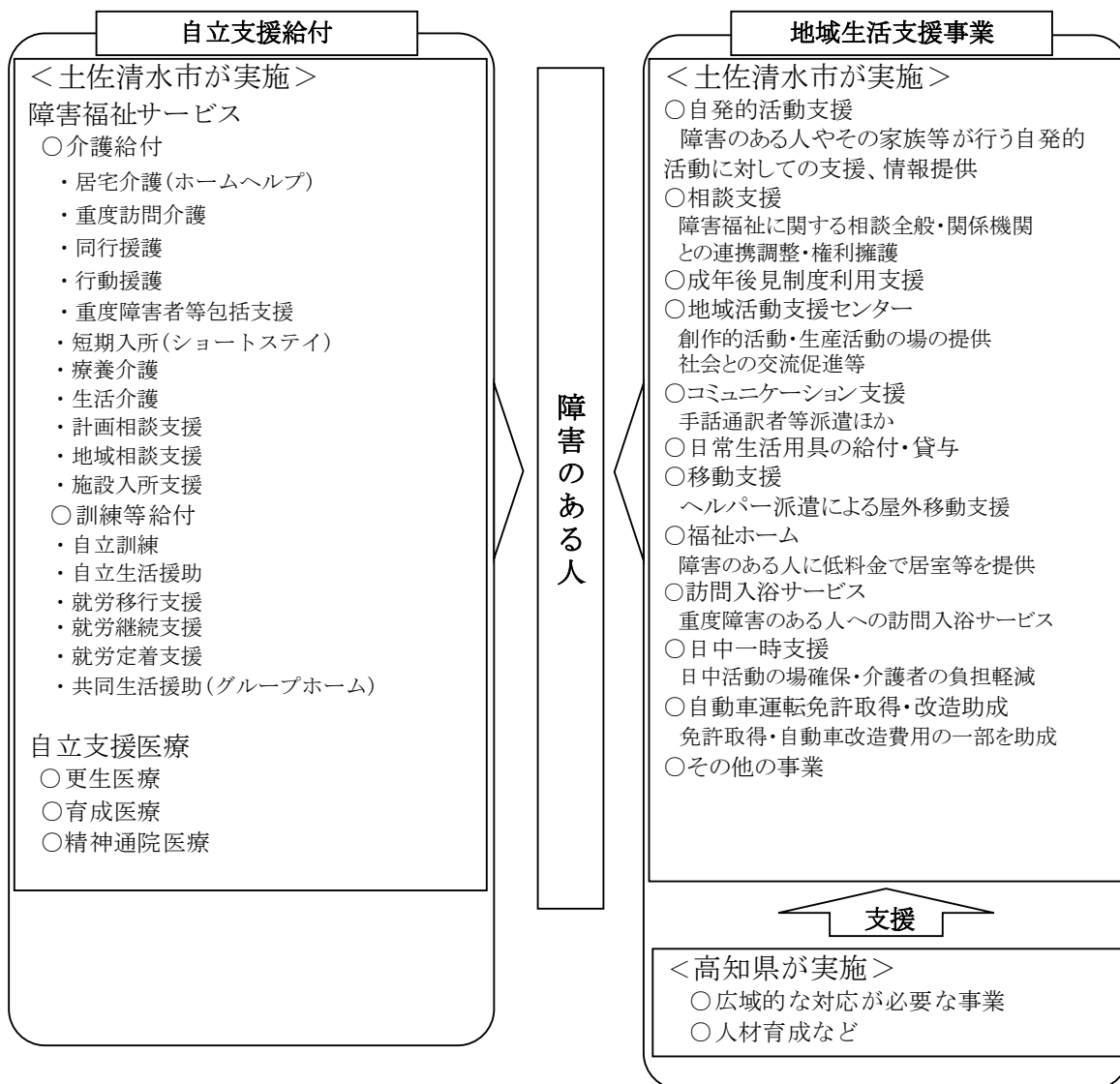
将来にわたって、安定的に障害福祉に関する事業を実施する人材を確保していくため、地域生活支援拠点の機能充実を図りながら、多職種間の連携の推進、専門性を高める研修、福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることを積極的な周知等、関係機関と協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努め、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、市民図書館と連携し、視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）に取り組めます。

○障害福祉サービスの体系図



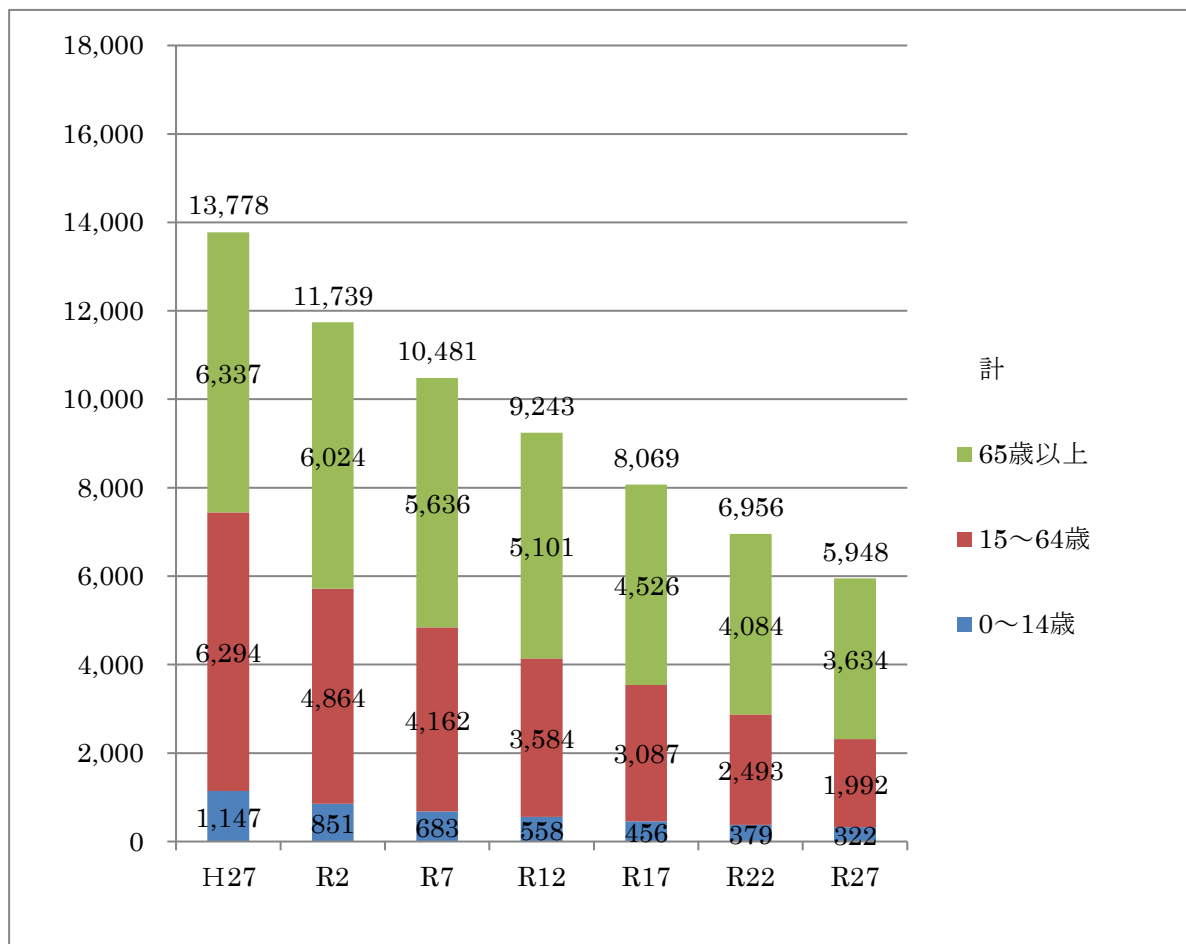
第2章 障害のある人の状況

1. 人口の推移と推計

本市の令和2年3月末の住民基本台帳人口は13,155人ですが、年齢3区分別人口の推計値についてみると、総人口は年々、減少傾向にあり令和2年では11,739人になると予測されています。

また、年齢3区分全ての区分で減少が著しく、令和27年では約半数程度まで減少すると見込まれています。

年齢3区分別人口の推計値



【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計」
(H27は、総務省「国勢調査」結果)

2.

障害者・児の状況 障害者・児の状況

◆障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は平成 29 年度比で 93 名減、療育手帳所持者（知的障害者）は 4 名減、保健福祉手帳所持者（精神障害者）については 40 名増となっています。

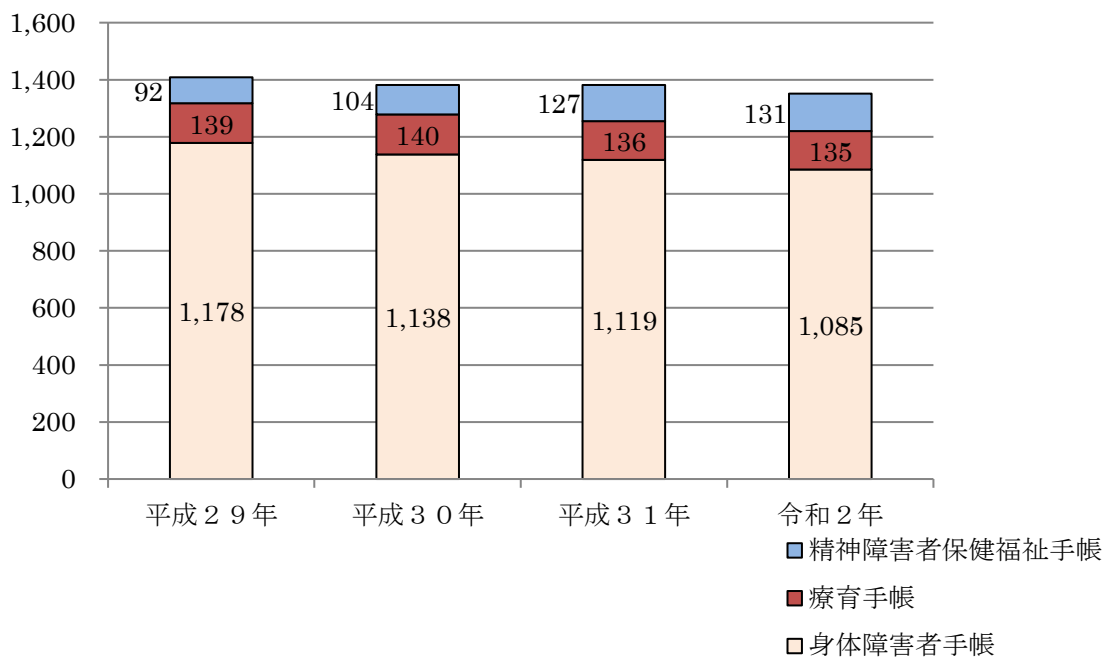
身体障害者については、年齢層が高齢者に多いことから亡くなられた方が多くおられたことが主な理由として考えられます。また、精神障害者については、市職員訪宅時に手帳所持による各種料金割引制度などについての案内により手帳申請が増えたものとみられます。

各年:3月31日現在

(単位:人)	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年度
身体障害者手帳	1,178	1,138	1,119	1,085
療育手帳	139	140	136	135
精神障害者保健福祉手帳	92	104	127	131

	人数	率
市内の人口	13,115人	100.00%
障害者合計	1,351人	10.30%
身体障害者手帳所持者	1,085人	8.27%
療育手帳所持者	135人	1.03%
精神障害者保健福祉手帳所持者	131人	1.00%

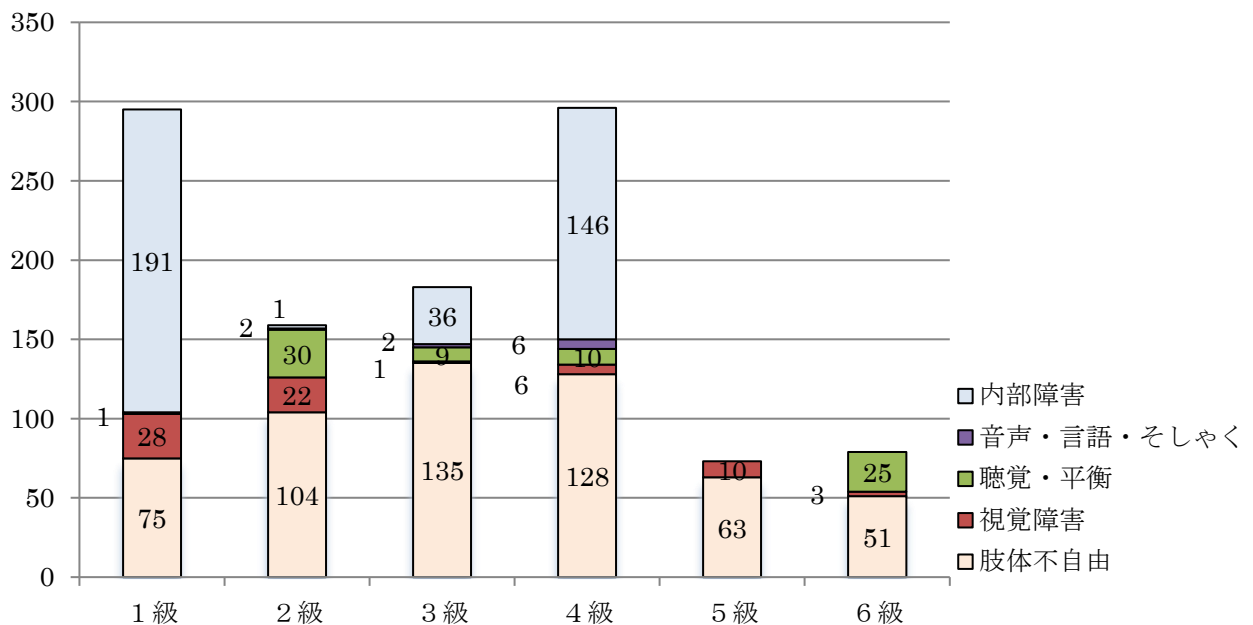
※ 人口は、R2.3.31現在 住民基本台帳登載者数



◇身体障害者手帳所持者の状況

令和2年3月31日現在

(単位:人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
								18歳未満	18歳~64歳	65歳以上
肢体不自由	75	104	135	128	63	51	556	1	101	454
視覚障害	28	22	1	6	10	3	70	0	12	58
聴覚・平衡	1	30	9	10	0	25	75	2	17	56
音声・言語・そしゃく	0	1	2	6	0	0	9	0	2	7
内部障害	191	2	36	146	0	0	375	5	56	314
合計	295	159	183	296	73	79	1,085	8	188	889



◇療育手帳所持者の状況

令和2年3月31日現在

(単位:人)	重度			中度・軽度			合計			
	A	A1	A2	B	B1	B2		18歳未満	18歳~64歳	65歳以上
所持者数	1	21	49	1	29	34	135	9	98	28

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和2年3月31日現在

(単位:人)	1級	2級	3級	合計			
					18歳未満	18歳~64歳	65歳以上
所持者数	13	103	15	131	0	85	46

◆盲・ろう・養護学校（国立・公立）在籍生徒数

令和2年5月1日現在

(単位:人)	盲 学 校	ろ う 学 校	特別支援学校	計
小 学 部	0	0	0	0
中 学 部	0	0	1	1
高 等 部	0	1	5	6
計	0	1	6	7

◆難病患者数の状況

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

特定医療費（指定難病）受給者の状況については、令和 2 年度 9 月末現在で 140 人となっています。（高知県健康対策課情報提供）

* 難病・・・発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

* 指定難病・・・難病のうち、医療費助成の対象となる疾病。以下の要件の全てを満たす疾病について、厚生科学審議会が審議を行い、厚生労働大臣が指定している。

- ① 患者数が本邦において一定の人数（人口の 0.1%程度以下であること）に達しないこと。
- ② 客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること。



第3章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の評価

1. 前期計画の評価

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

第5期土佐清水市障害福祉計画では、平成29年3月31日時点の施設入所者49人をもとに、3年後の平成32年度末までに施設入所者を-2.0%の1名増で50名にするという目標を立てています。これについて、令和2年3月31日時点での施設入所者は52名であり、目標は達成されていません。

施設入所者増については、保護者の高齢化等により自宅での支援が困難となるケースなどが挙げられ、重度の人の最後の生活の場となっていることから、障害者自身も高齢化していく中、地域への移行は難しい状況です。

(2) 障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、すべての障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成30年度に既存の協議会を活用する形で設置しました。（土佐清水市在宅医療多職種連携会議）

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障害者の地域での生活を支援する拠点または、複数の機関が分担して機能を担う面的な体制のことをいいます。

国の基本指針では、地域生活支援拠点に5つの機能を定めていますが、そのうち本市では以下の機能を面的に整備し、令和3年度より運用を開始します。

- ① 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談機能の強化
- ② ショートステイ（短期入所）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の強化
- ③ コーディネーターの配置等による地域の体制づくり

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設利用者の一般就労への移行については、令和元年度中に1名が移行し、目標の1名を達成することができました。

障害者の地域移行については、今後は地域生活支援拠点等の充実が必要となります。

(5) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、障害のある子どもやその家族に対する支援、関係機関への助言・技術支援を行う重要な役割を担う、地域における中核的な支援機関となるため、令和元年度末までの設置を目標としていましたが、設置はできませんでした。

今後は幡多圏域で設置されているセンターで対応していくこととします。

(6) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

保育所等訪問支援は、すでに市内の保育所で利用できる体制ではあります。

ただ、市内には保育所訪問等の事業所がありませんので、今後は、より利用しやすい体制の構築に向け検討が必要です。

(7) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービスの確保

放課後等デイサービスについては、平成 30 年度に事業所が設置されましたが、利用時間等の課題もあり、体制としては不十分な状況です。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、当面幡多圏域での対応を実施し、放課後等デイサービスも含めて地域で利用しやすい施設となるよう関係機関と連携していく必要があります。

(8) 医療的ケア児支援の協議の場

医療的ケア児支援の協議の場については、既存の土佐清水市地域自立支援協議会を活用する形で、平成 30 年度末に設置しましたが、具体的な協議には至っていないため、今後は情報共有も含めて活用します。



(新足摺海洋館「SATOUMI」と竜串湾)

第4章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在福祉施設に入所している障害者のうち、地域生活への移行や就労支援といった課題へ対応するため、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定しますが、現状から地域移行は難しい状況です。

本市では、令和元年度末(令和2年3月31日現在)の施設入所者52人を踏まえ、今後の施設入所希望者の状況等を勘案し、施設入所者の目標値を設定しました。

本市では重度の人が施設入所しており、施設から地域移行は見込めず、令和5年度には施設入所者は増加する見込みです。

◇入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	52 人	令和2年3月31日の全施設入所者とする。(※加齢児を除く)
目標年度入所者数	54 人	令和5年度末時点の利用者数を見込む。(※加齢児を除く)
【目標値】 削減見込	-2 人 -3.8% %	差引減少見込数 減少割合
【目標値】 地域生活移行数	0 人 0.0 %	施設入所からグループホーム等への移行見込数 移行割合

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を利用する人

< 「国の基本指針」の内容(要約) >

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では令和3年度より「相談」・「緊急時の受け入れ」・「地域づくり」3つの機能を面的に整備し運用開始としますが、年1回以上運用状況を検証しながら、不足する機能の整備や広域的に必要な機能についても幡多圏域市町村とも連携しながら、拡充に向けて取り組みます。

また、あったかふれあいセンター事業、各市民センター等で行っている既存の事業などを活用し、障害者を含めたより間口の広い、地域に開かれた事業として充実させていきます。

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に既存の協議会を活用することで、協議の場が設置できました。

協議の場は設置できましたが、これまで協議は実施できていません。

県とも協議しながら、情報共有から協議の場として活用できるよう取り組みます。

設置形態	既存の協議会を活用
設置時期	平成30年度末
活用する既存の協議会	土佐清水在宅医療多職種連携協議会

4. 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度末において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では令和5年度末における目標を福祉施設から一般就労に移行する者については令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とされ、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本としています。

また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については1.26倍、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指すこととされています。

本市の雇用環境は健常者でも困難な状況が続いており、また、幡多圏域では就労継続支援A型事業が縮小傾向にあること、就労移行・就労定着事業所も市内にない状況で、障害のある人の年間を通じての一般就労移行者はより困難な状況でこれまでに実績が少ないのが現状です。

このことから、令和5年度には2人が一般就労に移行することを目標とし、次とお見込みをたてました。

今後についてはハローワーク等関係機関との連携による障害者雇用促進施策を展開していきます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

(単位: 人)

項目	数値	考え方
令和元年度における一般就労移行者数	1	令和元年度に福祉施設を退所し一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度における一般就労移行者数	2	令和5年度に福祉施設を退所し一般就労する人の数

(2) 就労移行支援事業を通じた一般就労数

(単位: 人)

項目	数値	考え方
令和元年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	0	
【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	1	就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数
【目標値】 令和5年度において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した者で就労定着支援事業の利用者数	1	令和5年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

(3) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

(単位: 人)

項目	数値	考え方
令和元年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0	
【目標値】 令和5年度における就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	0	令和5年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

(4) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

(単位: 人)

項目	数値	考え方
令和元年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	1	
【目標値】 令和5年度における就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	1	令和5年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、令和 5 年度までに各市町村に 1 か所以上、市町村での設置が困難な場合は圏域での設置でも差し支えないとしており、前期計画では市での設置を目標としましたが、設置はできませんでした。

ただ、幡多圏域では設置されていることから、本市での利用もできていますので、今後はより利用しやすい体制の構築に向け関係機関と連携・情報共有していくこととします。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本指針では令和 5 年度までに全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

保育所等訪問支援は、すでに市内の保育所で利用できる体制ではありますが、児童発達支援センターの設置と併せて、より利用しやすい体制の構築に向け関係機関と連携・情報共有していくこととします。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

国の基本指針では、令和 5 年度までに各市町村に 1 か所以上、市町村での確保が困難な場合は圏域で確保することとされており、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は幡多圏域により、放課後等デイサービスについては、平成 30 年度に市内で設置されたことから確保されている状況です。

今後は身近な地域で支援を受けられるよう、より利用しやすい体制の構築に向け関係機関と連携・情報共有していくこととします。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和 5 年度までに各市町村において協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

医療的ケア児支援の協議の場については、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の土佐清水市地域自立支援協議会を活用する形で、平成 30 年度末に設置しました。

今後は地域の実情に即した運用・協議ができるよう充実に努めます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、本計画期間中に相談支援員への情報提供を行い、1 名の配置に向けて関係機関と協議していきます。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は圏域において別表第1の9各項目に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本市において、総合的・専門的な相談支援については基幹相談支援センターもない中では困難ですので、幡多圏域での基幹相談支援センターが設置できないか県や関係市町村・機関で検討していきます。

地域の相談支援機関の連携強化については、地域生活支援拠点事業において地域づくりの強化として年2回相談支援機関だけではなく、障害福祉サービス支援機関による研修会等を実施し、連携強化を図っていきます。

(別表第1の9 相談支援体制の充実・強化等)

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る

体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに別表第1の10各項目に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会には積極的に職員を参加させ、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有についても自立支援協議会において実施する体制構築を検討していきます。

(別表第1の10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

第5章 障害福祉サービス見込み量

1. 訪問系サービス

この第6期障害福祉計画の策定には、県による障害福祉施設及び特別支援学校在校生を対象とした福祉サービス希望調査の結果を基本としながら、令和元年度時点での進捗状況や施設・事業所のサービス提供状況等をふまえ、利用者の個別の状況を考慮しながらサービスの必要量を見込んでいます。

(1) 見込み量の考え方

過去のホームヘルプサービス等の利用実績及び、利用者の個別の状況や介護保険への移行、新規利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込み量とします。

(2) 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」

○居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

○重度訪問介護：重度の身体障害者(肢体)で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

○同行援護：重度の視覚障害のある人が外出する時に支援を行います。

○行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	人/月	11.2	9.3	8.8	14	14	11
	時間/月	152.85	150.4	137.5	213	213	153

※「人/月」は、1か月当たりの実人数 「時間/月」は、1か月当りの延利用時間

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

2. 日中活動系サービス

(1) 見込み量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別状況や新規利用者見込み量などを考慮の上、必要量を積み上げたものをサービス見込み量とします。

(2) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

本市では、令和5年度において、1か月当たり1,282人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	57.8	52.6	56.3	58	58	58
	人日/月	1,222	1,112	1,180	1282	1282	1282

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数
 ※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者又は難病等対象者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者、精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

本市では、機能訓練、生活訓練ともに、これまで実績がないうえ、実施する施設もないことから令和5年度においても1ヵ月当たりの見込量を0とします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数
 ※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(4) 就労移行支援

一般就労等を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

本市では、令和5年度において、1ヵ月当たり20人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人/月	1.8	1	1	1	1	1
	人日/月	32	20.1	20	20	20	20

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数
 ※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(5) 就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練を行います。就労継続支援サービスにはA型とB型があり、A型は事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供されます。B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識、能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

圏域における A 型事業所の縮小傾向を鑑み、本市では、令和 5 年度において、A 型についてはサービス利用量を 1 カ月あたり 0 人日分で見込むこととし、B 型については、1 カ月あたり 750 人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A型(雇用型)	人/月	2.7	1.5	0.7	0	0	0
	人日/月	55.7	26.9	9.5	0	0	0
B型(非雇用型)	人/月	36.5	39.8	34.8	42	43	43
	人日/月	592.5	648	562.3	750	750	750

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

本市では、令和 5 年度において、1 カ月当たり 1 人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(7) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。

本市では、令和 5 年度において、1 カ月当たり 8 人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	9	9	9	8	8	8

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(8) 短期入所

自宅で介護する人が病気で介護できなくなった場合などに、障害者（児）に対し、短期間、施設等において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

本市では、令和 5 年度における 1 カ月の利用日数を 4 人日分見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人/月	2.75	3.5	1	2	3	4
	人日/月	18.4	26.4	3.5	2	3	4

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

3.

居住系サービス

(1) 見込み量の考え方

県が行った事業所に対する福祉サービス希望調査の結果や相談支援事業所からの情報をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込み量とします。

(2) 自立生活援助

施設等からの退所後に一人暮らしを始める人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

本市では、これまでの利用実績及び利用希望もがないことから、令和5年度において、1カ月当たりの見込量を0とします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(3) 共同生活援助（グループホーム）

主に知的障害、精神障害のある人に対し、主として夜間、共同生活を営む住居において、相談、食事提供等の日常生活上の介護を行います。

本市では、令和5年度において、1カ月あたり28人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	28.5	26.1	26	27	27	28

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(4) 施設入所支援

単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者となっている障害のある人に対して、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

本市では、令和5年度において、1カ月あたり54人分のサービス利用量を見込むこととします。（P13 入所施設の入所者の地域生活への移行 表を参照）

◇入所見込み者数

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	55	49.6	53.1	54	54	54

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

4. 相談支援

(1) 見込み量の考え方

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者（新規利用者も含め）が計画相談の対象となるものとして利用者数を見込みます。

(2) 計画相談支援（障害福祉サービス）

障害福祉サービスを利用するためには、指定特定相談支援事業所が個別にサービス等利用計画（モニタリングも含め）の作成が必要となります。

本市では、令和5年において、1カ月あたり38人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	21.5	22.3	27	38	38	38

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(3) 地域相談支援（地域移行支援）

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために必要な住居の確保や相談その他のサービスを提供します。

本市では、指定を受けた事業所がありませんが、地域生活支援拠点の運用開始や精神障害者の地域移行を踏まえ令和5年度において、1カ月あたり1人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	1

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(4) 地域相談支援（地域定着支援）

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し緊急事態等の相談その他のサービスを提供します。

本市では、指定を受けた事業所がなく、これまで実績がなかったことから令和5年度においても見込み量を0人とします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

5.

障害児支援

(1) 児童発達支援

「児童発達支援センター」における対応数です。

身体・精神・知的障害児の生活全般について、全般的かつワンストップで対応します。

本市では、令和5年度において、1カ月あたり4人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	1.5	2	1.5	2	2	2
	人日/月	2.7	3.4	2.7	4	4	4

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。

本市では、現在対象となる児童がおらず利用が見込まれないため、令和5年度の見込み量を0人とします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(3) 放課後等デイサービス

療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体および精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。平成30年度には市内に事業所ができたことから、令和5年度において、1カ月あたり39人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	3.9	2.5	2.7	4	6	7
	人日/月	6	6.6	9.7	24	34	39

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(4) 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。

本市では、令和5年度において、1カ月あたり4人日分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人/月	0	0.7	1.7	2	2	2
	人日/月	0	1.1	3	4	4	4

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって外出することが著しく困難な人に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

本市では、現在対象となる児童がおらず利用が見込まれないため、令和5年度の見込み量を0人とします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数 「人日/月」は、1ヵ月当りの延利用日数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援の給付決定等について、障害児利用支援計画の作成・関係者との連絡調整・障害児通所支援利用状況の検証・通所決定等に係る申請の勧奨等を行います。

本市では、令和5年度において、1カ月あたり3人分のサービス利用量を見込むこととします。

区 分		第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	21.5	22.3	27	38	38	38

※「人/月」は、1ヵ月当りの実人数

※平成30年度及び31年度は各年度の平均利用実績、令和2年度は年度の9月末時点の利用実績、令和3年度から5年度は、第6期計画の目標値

6. 発達障害のある人への支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には発達障害者等及びその家族へ支援が重要となります。

本市では健康推進課の子育て支援でペアレントトレーニングを実施していますので、その中で発達障害等の早期発見に努め、その後の適切な支援につなげます。

また、県が実施するペアレントトレーニング・ペアレントプログラムへの受講者確保、ペアレントメンターについてはハードルが高く受講者を見込んでいませんが、地域生活支援事業で実施している自発的活動における団体等とも連携・情報共有を図り、当事者等が集える機会の確保に努めます。

*ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

*ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

*ペアレントメンターとは

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

*ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み

7. 自立支援医療及び補装具等

(1) 自立支援医療

旧体系で公費負担医療として実施されてきた「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」が、平成18年4月から「自立支援医療」として実施され、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みが共通化されています。利用者負担については1割の定率負担が適用されますが、所得に応じて一定の負担上限額を設定するなど、適正な給付に努めます。

(2) 補装具（日常生活用具）

個別給付である「補装具費」と地域生活支援事業による「日常生活用具給付」の制度により、適正な給付に努めます。

補装具	障害者(児)の身体機能を補完し又は代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの等 例:義肢、装具、車いす
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具

※ 令和元年度の補装具費につきましては、購入が9件、修理が7件で計16件、総合支援法による負担額は165万7,641円で本人負担額は40,616円となっています。

日常生活用具につきましては、114件の給付を行い、公費負担額は4,532,006円で本人負担額は98,647円となっています。

第6章 地域生活支援事業

1. 基本的な考え方

地域生活支援事業においては、障害のある人及び障害のある児童が能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者に応じて事業を効率的・効果的に実施することとします。障害のある人及び療育指導を必要とする児童の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し、安心して地域で暮らすことができる社会の実現に貢献することを目的とします。

2. 実施事業と見込み量

(1) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者（児）、その家族、地域住民等の地域における取り組みを、それぞれの障害の度合いに応じてきめ細やかに支援することにより、それぞれの障害者の自立生活実現をめざします。

障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業(有無)	有	有	有

(2) 相談支援事業

障害のある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

障害者相談支援事業については、市内及び圏域内では土佐清水市社会福祉協議会、ふくしねっと CoCo てらす、幡多希望の家の3か所（委託）で実施しており、相談支援事業所たいようが平成30年度から休止となっております。

近年、相談内容も多様化・複雑化してきておりますので、人員確保を含めて適正に事業実施できるよう関係機関と協議してまいります。

また、基幹相談支援センター、相談支援機能強化事業、住居入居等支援事業については、現在対応できる施設がなく実施しておりません。今後は、幡多圏域で基幹相談支援センターの設置ができないか、県及び関係市町村と協議・検討してまいります。

◇実施見込み箇所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業(箇所)	4	4	4
基幹相談支援センター(設置の有無)	無	無	無
相談支援機能強化事業(実施の有無)	無	無	無
住居入居等支援事業(実施の有無)	無	無	無

(3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

令和2年度より本市に権利擁護センターらいとほうすが設置されましたので、連携・協力しながら取組を進めます。

令和5年度において、1年あたり1件分のサービス利用量を見込むこととします。

◇利用見込み件数

(単位:件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

(4) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者等を派遣し、障害のある人等とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。

令和2年度には土佐清水市手話言語条例を制定したことから、障害についての理解促進など幅広い事業展開を実施していきます。

手話通訳者の設置は難しいですが、これまでの実績も踏まえ令和5年度において、1年あたり事業ごとのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

◇利用見込み件数

(単位:件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員派遣	5	10	10
手話通訳者派遣	36	36	36
要約筆記者派遣	1	1	1

(5) 日常生活用具等給付事業

当該用具を必要とする重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

これまでの実績からも前期計画と大きな増減はないため、令和5年度において、1年あたり各種別ごとのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

◇支給見込み件数

(単位:件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	3	3	3
排泄管理支援用具	430	430	430
在宅改修費	1	1	1

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難で外出時に支援が必要と認められる人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進していきます。

これまでの実績から、令和5年度において、1年あたりのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込箇所数	箇所	2	2	2
利用者数	人	1	1	1
延利用者数	人	12	12	12
延利用時間数	時間	72	72	72

(7) 地域活動支援センター事業

障害のある人に、日中活動の場として創作的活動または生産活動などの機会を提供します。また、社会との交流の場を提供することにより地域生活支援を図ります。また、地域において雇用・就労が困難な在宅で生活している障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスも行います。

これまでの実績からも前期計画と大きな増減はないため、令和5年度において、1年あたりのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
利用見込者数	人	15	15	15

(8) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害のある人（常時の介護、医療を必要とする人を除く）を対象に、低額な料金を居室等の提供を行うとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
利用見込者数	人	6	6	6

(9) 訪問入浴サービス事業

在宅で重度の障害のある人に対し、自宅に訪問して入浴サービスを行うことにより、健康・清潔の保持、心身機能の維持向上を図ることを目的としています。

現在利用者は1名ですので、1年あたりのサービス利用量を次のとおり見込むこととします。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
利用見込者数(述べ人数)	人	100	100	100

(10) 日中一時支援事業

日中において一時的に見守り等の支援を必要とする障害のある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

また、療育指導の必要な児童の日中における活動の場を確保し、その児童の放課後支援を行うことで、家族の就労支援及び一時的な休息を提供します。

これまでの実績や今後のニーズを踏まえ、1年あたりのサービス利用を次のとおり見込むこととします。

(単位:人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	50	50	50

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流機会の提供に努めるとともに、点訳や音声訳による定期的な情報の提供、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部助成、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の養成及び派遣体制の充実などにより、障害のある人の社会参加を促進します。

(単位:人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	25	25	25
芸術・文化講座開催等事業	30	30	30
奉仕員養成研修事業(手話)	0	20	20
自動車運転免許取得・改造助成事業	1	1	1

第7章 計画見込み量確保の方策

1. 見込み量の確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障害のある人が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。

訪問系サービスについては、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、県と連携してサービス事業者の確保及び質の向上に向けての支援を行い、障害特性を熟知したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、今後も引き続き、さまざまな需要に対応し地域での生活を支えていくため、関係機関と協議を重ねながら、居宅介護や重度訪問介護や同行援護、行動援護などの居宅サービスの充実を目指し、適切なサービスの提供体制の確保に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

障害者総合支援法のもとでも、地域での生活に比重がおかれ、日中活動の場の確保が必要となっています。

そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス内容等についても、利用希望者に随時情報を提供していきます。

そこで、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス、短期入所サービス、地域活動支援センター事業、さらにはあったかふれあいセンターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実に努めていきます。

また、障害のある人の雇用促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。

障害のある人の雇用促進を図るためにハローワーク・特別支援学校・事業所・施設などと連携を図り、福祉施策と雇用施策の効果的な活用により、情報を共有しながら、障害のある人の雇用を促進する体制整備に努めていきます。

一般就労は困難であるものの就労を希望する障害のある人が、それぞれの状況に応じて働き収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図っていきます。

今後も関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、事業を通じて喜びや生きがいを感じられるよう、障害のある人の自立した生活の支援に努めます。

また、短期入所に関しては、今後もサービス提供体制の整備・充実に努めるとともに、研修会や講演会の実施により、利用者の家族等の理解を深めていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、本市には現在、共同生活援助(グループホーム)の利用できる事業所が2カ所ありますが、利用者のほとんどは市外の事業所で対応している状況です。

圏域での施設整備状況としては確保できていますが、障害福祉計画では、福祉施設入所者の地域生活への移行が目標となっていますので、今後サービス利用者の住居確保や南海地震・津波への高台移転など施設整備等も含めサービス事業所や関係機関と協議していきます。

(4) 相談支援

計画相談支援については、福祉サービスの利用増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。

市内に相談支援事業所は3カ所ありますが、1カ所は現在休止しており、今後、サービスの利用ニーズに提供体制の確保が困難になることも想定されることから、相談支援専門員の増員や、相談支援事業所の適正運営を含めて関係機関と連携し、地域の相談支援体制を強化する取組を進めます。

また、障害者団体をはじめ、その他関係団体からなるネットワークを通じて、障害のある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施にあたっては、県や事業者等と連携し、相談支援専門員、手話通訳者、要約筆記者など、人材の育成と確保を図りサービスの充実を図るとともに、新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報提供に努めます。

また、サービスの周知と利用の促進を図るとともに、サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行い、適正な給付に努めます。

なお、現在実施していない任意事業についても、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。



第8章 計画の円滑な推進のために

1. 障害や障害のある人に対する理解の促進

平成25年度から新たに施行された障害者総合支援法でも、障害者自立支援法にひきつづき、地域生活への移行と一般就労に比重がおかれています。これらを進めていくためには、地域や職場における障害や障害のある人への理解が課題となっています。

今後、これらの課題克服を目指し、関係機関・団体との連携を強化し、地域や事業所などに障害に対する理解を深める働きかけを行い、障害のある人の地域生活支援に取り組みます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことから、市職員の対応要領を策定したところ です。

令和2年には権利擁護センターらいとほうすが設置されたことから、今後は連携を強化し、権利擁護の取り組みや合理的配慮の必要性などについて、住民向けの研修会等の開催や、周知・啓発に努めていきます。

2. 制度及びサービス内容の周知と普及

(1) 広報やホームページ等を活用した広報活動の充実

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどの媒体を活用し、制度やサービスの内容の周知に努め、普及・定着を図ります。

(2) 制度及びサービス内容の周知と普及

障害者施策や障害福祉サービスの周知・普及については、広報紙やホームページの活用だけでなく窓口での案内も効果的です。新規手帳交付時などに配布する「福祉のしおり」や、市で作成する障害福祉サービスに関するパンフレットにより、制度やサービス内容を説明したり、相談支援事業者が障害福祉サービスの内容について情報提供するなど、利用者の意思に基づいたサービスが利用できるよう、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

3. 避難行動要配慮者の見守り

平成 23 年 3 月 11 日、東北から関東にかけて甚大な被害をもたらした東日本大震災では、観測史上最大規模であるマグニチュード 9.0 の揺れと、地震による大規模な津波により多くの建物が倒壊し、そして多くの命が失われました。

本市も海岸に近い住宅地を多く有しており、将来発生する可能性がある南海地震に対し備えなければなりません。その中でも災害発生時に自力で避難することが出来ない又は特に支援を必要とする障害者や高齢者の避難誘導、安否確認、避難所等での生活支援を的確に行わなければなりません。

本市では、災害対策基本法に基づき、避難行動の際、特に支援が必要な人として、「避難行動要配慮者名簿」を作成し、要配慮者の同意のもと名簿情報を民生委員や自主防災組織等と共有することによって災害時等の人命を守るための取り組みを進めています。

これらの過程の中で日頃から地域で見守れるコミュニティー体制を再構築する一方で、各サービス事業所と福祉避難所としての協定を進めることにより、避難所での生活支援についても備えていきます。

4. 関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、国や県に対して、必要な行財政上の措置を要請するとともに、幡多圏域市町村及び圏域外市町村を含めた広域的な調整と連携を図ります。また、障害のある人の地域生活への移行や一般就労への移行を促進するとともに、福祉サービス基盤の充実に向け、地域住民・事業所・NPO・ボランティア等の地域の理解を深め、協力体制を構築していきます。



(大岐の浜)

5.

計画の評価・進捗管理

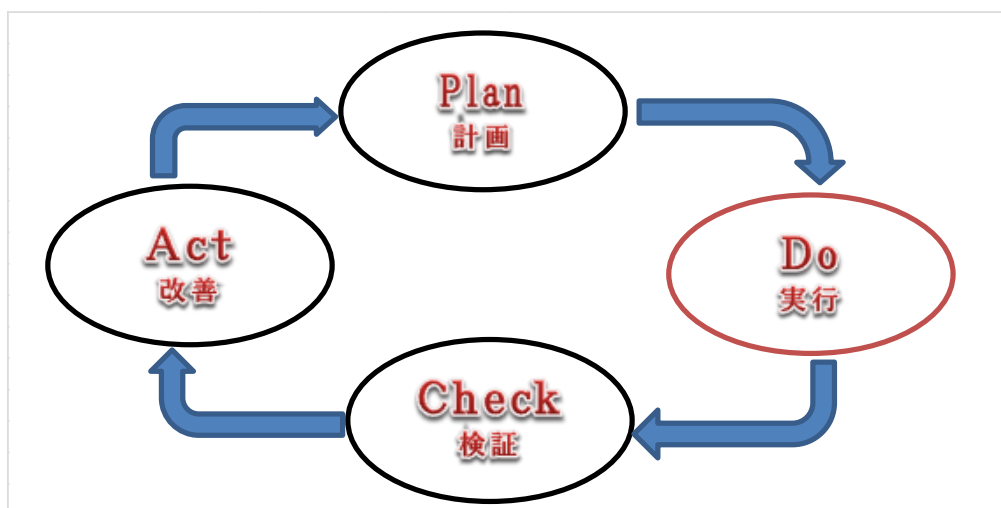
PDCA サイクルを活用し、年度ごとに点検を行い、必要に応じて計画期間内で計画を変更し、その場合は速やかに計画を公表します。

本計画の円滑な推進を図るため、「土佐清水市地域自立支援協議会」で、少なくとも年1回は、進捗状況等の評価及び課題の見直し、検討等を行います。

また、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁的に各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害のある人の自立支援及び社会参加促進に向け、総合的かつ効果的に推進します。

進捗状況や計画の評価・課題の検討事項等については、市ホームページや広報などで周知していくこととします。

* 第6期土佐清水市障害福祉計画・第2期土佐清水市障害児福祉計画におけるPDCAサイクル



- Plan (計画)** : 「基本方針」に即して成果目標及び活動指針等を設定し、計画策定を行う。
- Do (実行)** : 計画の内容を踏まえ事業を実施する。
- Check (検証)** : 1年に1回はその実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- Act (改善)** : 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画変更や事業の見直し等を実施する。

資料編

土佐清水市地域自立支援協議会

(1) 土佐清水市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を担う、土佐清水市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- (6) 障害福祉計画、障害者計画の作成・具体化に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から3年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名を置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長の招集により必要に応じて開催するものとし、会長は会議の議長となる。

2 協議会は、2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 会長は、第2条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 障害福祉に関するシステムづくりの調査、研究のため、地域自立支援協議会作業部会(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

2 作業部会の運営については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、福祉事務所に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員の任期は、委嘱または任命の日から平成21年3月31日までとする。

第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初の協議会の招集は、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

令和2年度
土佐清水市地域自立支援協議会委員名簿

団体・機関名	役職名	氏名
土佐清水市医師会	会長	溝渕 敏水
土佐清水市教育委員会	教育長職務代理	山下 佳一
土佐清水市社会福祉協議会	会長	中澤 尹樹
土佐清水市地域包括支援センター	センター長	中山 良江
障害者支援施設 太陽の家	施設長	藤本 利明
さんごはうす共同作業所	施設長	芝岡 あや
ふくしねっとCoCoてらす	事務局長	西本 久美香
土佐清水市身体障害者連盟	会長	山田 隆子
土佐清水市知的障害者育成会	会長	倉松 豊行
土佐清水市精神保健家族会	休会中	
土佐清水市民生委員児童委員協議会	会長	平野 貴久
土佐清水市連合婦人会	会長	手島 千代子
幡多福祉保健所	健康障害課長	三木 幸美
土佐清水市健康推進課	課長	山下 育
土佐清水市福祉事務所	所長	井上 美樹

ジョンのふるさと土佐清水



第6期 土佐清水市障害福祉計画
第2期 土佐清水市障害児福祉計画
【令和3年～令和5年度】

発行 土佐清水市福祉事務所

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

[TEL:0880-82-1118](tel:0880-82-1118) / [FAX : 0880-87-9012](tel:0880-87-9012)